

**行政改革推進委員会  
平成 25 年度第 2 回会議  
会 議 概 要**

- 日 時：平成 25 年 10 月 2 日（水）15：00～16：30
- 場 所：本庁舎 3 階 301 会議室
- 出席者：行政改革推進委員会委員  
伊藤委員、西垣委員、橋本委員、田丸委員（委員長）、藤枝委員、  
岡本委員、篠原委員  
事務局  
志村行政改革推進担当課長、飯島係長、佐藤  
佐藤市民協働推進担当課長
- 欠席者：宮本委員、木村委員、渡辺委員
- 傍聴者：なし
- 議 事：（1）行政改革大綱について  
（2）その他
- 資 料：資料① 行政改革大綱改訂素案（見え消し修正版）  
資料② 行政改革大綱新旧対照表（第 2 章・第 3 章）

**概 要**

1 開 会

【事務局が開会】

2 議 事

（1）行政改革大綱について

ア 第 1 回会議の確認事項および第 2 章「組織・人事の見直し」について

【事務局から説明】

委員

- ・ 第 2 章の頭書きに「給与の適正化や組織、職員の適正配置に努める」とあるが、この表現では「組織」を「適正配置する」という意味になる。「組織の再編」といった表現の方が適切ではないか。
- ・ 「組織の見直し」について、現行の大綱の「簡素で効率的な組織体制」という文章から「簡素で」という文言を削除しているが、簡素な組織を目指すことも必要な要素であるため、削除すべきではないと感じる。
- ・ 「各種手当の見直し」について、「特殊勤務手当」は見直しの余地がないため削除するとしているが、現在、「特殊勤務手当」に当たるものはないのか。

#### 事務局

- ・ 頭書きの表現は、ご意見を踏まえて改めて検討することとしたい。
- ・ 「組織の見直し」については、ご指摘のとおり「簡素で」を追加することとしたい。
- ・ 現在、「特殊勤務手当」に当たるものはないと思われるが、人事課に改めて確認させていただく。

#### 委員長

- ・ 「特殊勤務手当」の削除については、手当の事例が一つ減ったというだけで、手当に関する見直しを継続して実施するという方向性は変わっていないため、文章は改訂素案のままとしたい。

#### 委員

- ・ 「特殊勤務手当」や「旅費」については、社会情勢に応じて見直しの必要性が生じる可能性があるため、残しておくべきではないか。
- ・ また、福利厚生事業については、項目ごと削除することとしているが、手当と同様に社会情勢に応じて見直し実施するべきものであり、項目を残しておくべきではないか。

#### 事務局

- ・ 「特殊勤務手当」や「旅費」については、これまでの行政改革の取り組みにより見直しを実施しており、今後大幅な見直しは難しいと考えている。
- ・ 福利厚生事業についても、すでに見直しを実施しており、また、第1章の「事業の見直し」の中で必要に応じて今後も見直しを検討することができるため、項目としては削除したい。

#### 委員長

- ・ 手当や福利厚生事業は、事務局の説明のとおり、「事業の見直し」の中で今後も検討を行うこととしたい。
- ・ また、見直しを継続して実施すべきという意見は議事録に残しておくことで、委員会の意見として記録するということがよいか。

#### 委員

- ・ 職員の給与について、横須賀市は人口減少や税収の落ち込みによって厳しい財政状況が続いているにも関わらず、給与水準は他都市と比べて高い。給与の見直しに関しては、もっと厳しい意見があってもよいと感じる。

#### 委員長

- ・ 引き続き厳しい財政状況が続いていることから、職員の給与に関してもっと踏み込んだ取り組みを実施すべきであるという意見は理解できる。
- ・ そのため、職員の給与の見直しに関する意見は、委員会の意見として議事録に記録するとともに、事務局から人事課に伝えてほしい。
- ・ その他に職員の給与に関する意見はあるか。

#### 委員

- ・ 横須賀市は横浜市に比べて、公共サービスの水準が低いと感じる。財政的に厳しい状況であるためやむを得ないと考えていたが、一方で職員の給与が他都市と比べて高いという事実を知り、愕然としている。
- ・ 職員の給与については、もっと積極的な見直しを検討してほしい。

#### 委員

- ・ 労使交渉を行う必要があるため、給与の見直しを実行することは簡単ではないことは理解できるが、民間企業では危機感をもって職員の給与削減に取り組んでいる。
- ・ また、川崎市など人口が増加し企業の新たな進出も多い都市でも経費節減に取り組んでいる。企業の撤退が進んでいる横須賀市はそれ以上の取り組みが必要であると感じる。

#### 委員

- ・ 公務員の給与は民間企業のものとは異なり、いったん削減すると再び引き上げることが難しい。
- ・ 職員の給与をやみくもに削減するのではなく、適正な給与水準で質の高い公共サービスを提供するという視点も必要ではないか。

#### 事務局

- ・ 給与水準については、期末勤勉手当等も含めて以前に比べて大幅に削減している。
- ・ 直近でも、国が主導の取り組みであるが給与の減額措置を実施するなど継続して削減の努力は行っている。
- ・ また、本市は人事委員会を設置していないので、人事院勧告に基づいて適正な給与水準となるよう引き続き見直しを進めていきたいと考えている。

#### 委員長

- ・ 「給与の適正化」については、前期の委員会でも多くの意見があり、それを踏まえて適正な水準となるよう継続して見直しを実施するという趣旨の文章としている。
- ・ 今回の会議で提案のあった、公共サービスの観点、民間企業の給与水準との比較の観点、横須賀市の財政状況の観点の3点について考慮して給与の見直しに取り組むという意見を、委員会の意見として議事録に記録することとし、事務局からは人事課に伝えるということによいか。

#### 各委員

- ・ 異議なし

#### 委員

- ・ 「柔軟な勤務条件の導入」の説明の中で、早出遅出勤務時間制度を実施したとあるが、制度の概要を説明してほしい。

#### 事務局

- ・ 民間企業のフレックスタイム制度のような職場全体として勤務時間を変更する制度ではなく、妊娠している職員が通勤ラッシュの時間帯を避け遅出で出勤するなど、職員個人の事情に合わせて勤務時間を変更するという制度である。

#### 委員

- ・ 夜間の会合や説明会に出席するために、勤務時間を変更し、時間外手当を抑えているという事例はないのか。

#### 事務局

- ・ ご指摘のように業務に合わせて勤務時間帯を変更しているという事例もある。

#### 委員

- ・ 夜間勤務を行っている部署はないのか。

#### 事務局

- ・ 税の徴収を行っている部署で夜間督励等を実施している例があるが、時間外手当で対応しているか、勤務時間を変更しているかは把握していない。
- ・ 消防局や上下水道局など職員が交代で勤務している部署を除いて、ほとんど事例がないと思われる。

#### 委員

- ・ 時間外手当について、職員が時間外に勤務した時間分はすべて支給しているのか。

#### 事務局

- ・ 勤務した時間分はすべて支給している。

#### 委員長

- ・ 「柔軟な勤務条件の導入」についても福利厚生事業と同様に、現時点では見直しの余地がないため、大綱の項目としては削除するが、今後、見直しの必要が生じた場合に検討を行うということによいか。

#### 各委員

- ・ 異議なし

## イ 第3章「市民とともに進める公共サービスの向上」について

### 【事務局から説明】

#### 委員

- ・ 「市民協働によるまちづくりの推進」について、「市民、市民公益活動団体及び事業者の参加・参画を促す」とあるが、参加等を促す対象に大学を加えることとはできるか。
- ・ 保健福祉の分野の大学が自治体と連携して公益活動を実施している事例があり、横須賀市には県立保健福祉大学があるため、「事業者等」といった表現で大学を意識した文章としてはどうか。
- ・ また、この項目の文章の構成について、第1段落と第2段落を「また」で接続しているが、第1段落の内容を実現するための具体的な方策が第2段落に明記されているため、別の文言を用いてはどうか。

#### 事務局

- ・ すでに県立保健福祉大学と連携して事業を実施している事例もあることから、ご意見を踏まえて文章を改めて検討したい。
- ・ 文章の構成に関しては、ご指摘のとおり「また」ではない文言に修正することしたい。

#### 事務局

- ・ 横須賀市市民協働推進条例の逐条解説では、市民、市民公益活動団体及び事業者を掲げているが、社会福祉法人や学校法人は支援対象でないことから含んでいない。大綱の改訂素案についても同様の表現としていた。
- ・ しかし、大綱は、支援する対象を示した内容ではないため、大学を含めた表現に工夫することを検討したい。

#### 委員長

- ・ 「市民協働によるまちづくりの推進」の文章については、改めて事務局に検討をお願いしたい。

#### 委員

- ・ 「市民公益活動との連携強化」の文章の冒頭が「お互いに」で始まっているが、その前に「市民と行政が」といった文言を加えてはどうか。

#### 事務局

- ・ ご指摘のとおり修正したい。

#### 委員長

- ・ 他に意見等はないか。

各委員

- ・ 意見なし

## (2) その他

委員長

- ・ 公益財団法人と財団法人について説明してほしい。

事務局

- ・ 公益法人制度改革によりこれまで財団法人であった団体は、一般財団法人、または公益財団法人へ移行することとなり、本市おける6つの財団法人についても順次移行の手続きを進めている。

委員

- ・ 外郭団体の職員の給与はどのように決定しているのか。

事務局

- ・ 基本的には、市の給与体系に準ずるという方針で職員の給与を決めている。

委員

- ・ 横須賀新港埠頭株式会社は平成25年6月に解散した件について、非常に適切な判断であったと感じる。

委員長

- ・ 他に意見等はないか。

各委員

- ・ 意見なし

## 3 閉 会

委員長

- ・ 今回の会議では、昨年度、市長から受けた諮問に対して、答申を行う予定である。
- ・ そのため、大綱改訂素案における今回の意見を踏まえた修正点については、次の会議開催の前に各委員にご確認いただきたい。
- ・ また、前回の意見に基づき追加した用語解説についてもご確認いただき、意見等があれば事務局まで伝えてほしい。

事務局

- ・ 今回いただいた意見を踏まえ、見え消し修正版とした大綱の改訂素案を送付するので、改めてご確認をお願いしたい。
- ・ なお、今回の会議は11月8日を予定している。

委員長

- ・ 本日の会議は、これで終了とする。

以上